

大雪山国立公園登山道管理水準等検討会における検討とその後の運用・活用

検討会

《管理水準の見直し》

対象の再確認

- ・前回対象外路線の取り扱い
- ・歩道通行止め（崩落、廃道、管理者不在）
- 保護・利用体験ランクへの当てはめ直し**
- ・アクセス変化（林道通行止め）
- ・野営指定地、避難小屋、トイレの配置状況
- 保全対策ランクへの当てはめ直し**
- ・荒廃の進行

《普及方法の検討》

管理水準の活用、利用に向けて

- ・利用者にわかりやすく（表現方法）
- ・現地とマップの表記統一
- ・標識の多言語表記、色分け
- ・利用者の級分け

《心得の見直し》

管理水準と利用の心得の対応を進める

《現状と理想のギャップ解消へ》

利用者に向けての活用

- ・マップ、ガイドブックへの反映
- ・標識の整備（多言語表記、色分け）
- ・心得の周知、マナー啓発

協働型管理への活用

- ・保護・利用体験ランクに応じた管理の実施
- ・管理体制、人材育成体制

施設整備への活用

- ・保全対策ランクに応じた整備の優先順位付け
→施設整備計画への反映
- ・保護・利用体験ランクに応じた整備工法の選定

施設管理者・利用者との調整への活用

- ・トイレ、尿処理のあり方の再検討・調整
- ・避難小屋の運営方法、利用法の再検討・調整
- ・林道、エスケープルートの管理法の調整

フォローアップ

- ・管理水準の一般登山者への普及状況の把握と評価
- ・管理水準に応じた管理の実行状況の把握と評価
- ・管理水準に応じた整備工法の検証・評価
- ・利用の変化、浸食等の進行の状況の把握と評価

運用・活用

		保護・利用体験ランク		
		A	B	C
保全対策ランク	I	A-I	B-I	C-I
	II	A-II	B-II	C-II
	III	A-III	B-III	C-III

9つの登山道管理水準

《技術指針の見直し》

管理水準と技術指針の対応を進める

- ・管理水準に応じた整備工法、管理手法の設定
- ・A I ランクに適合できる工法の検討

技術の継承

- ・技術継承のための人材・組織の育成

【管理水準設定の前提・条件】

- ①区間毎の設定 生態系保全優先
- ②登山利用の自己判断・自己責任の原則
- ③登山者による登山道の自由歩行の原則
- ④設定対象は原則公園計画の事業歩道
- ⑤管理水準設定は管理目標を示すもの



↓

次回の見直しへ